

1. 件名

三菱原子燃料（株）における加工事業変更許可等に関する面談

2. 日時

令和5年12月7日（木）13時30分～14時30分

3. 場所

原子力規制庁 10階会議室（TV会議により実施）

4. 出席者

原子力規制庁 原子力規制部

審査グループ 核燃料施設審査部門

猪俣安全管理調査官、中野上席安全審査官、野村主任安全審査官、

内海安全審査官、青木安全審査専門職、鈴木安全審査専門職

三菱原子燃料株式会社

安全・品質保証部 部長 他7名

5. 要旨

○三菱原子燃料株式会社から、資料に基づき、以下の事項について相談があった。

- ・ シリンダ洗浄残渣の出荷の事業許可に基づく実施の可否について
- ・ 転換工場のダストチャンバの更新に係る設工認申請の要否について
- ・ 設備更新の際における建物の設工認申請での位置付けについて

○原子力規制庁から、主に以下のとおり伝えた。

- ・ シリンダ洗浄残渣の出荷の実施可否及び転換工場のダストチャンバの更新に係る設工認申請の要否については、規制庁においても既許可や既認可との関係を確認し、改めて伝える。
- ・ 設備更新の際における建物の設工認申請での位置付けについては、設工認申請において建物に係る本文記載事項に変更がないのであれば、建物自体は申請対象とならないが、設備更新によって、建物の耐震計算等に有意に影響を及ぼす可能性があるのであれば、設備更新に係る設工認申請の審査の際に当該内容について確認することとなる。

○三菱原子燃料株式会社から、承知した旨の回答があった。

6. 配布資料

資料1：MSR-23-024 シリンダ洗浄残渣の出荷について

資料2：MSR-23-025 ダストチャンバの設工認申請について

以上